

平成30年度

リサイクル産業創出事業費補助事業の手引き

公募受付締切：平成30年5月15日（火）

平成30年4月

北海道経済部

お問い合わせ・ご相談は、

北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室  
環境産業グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5320(ダイヤルイン)

FAX 011-222-5975

メール: keizai.kanene1@pref.hokkaido.lg.jp

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kke/kankyousangyo/recyclehojyo.htm>

## I 補助事業の概要

### 1 補助事業の目的と財源

道内の産業廃棄物排出事業者等が、産業廃棄物の再生利用又は熱回収促進のために行う事業に要する経費に補助することにより、産業廃棄物の循環的利用を促進し、併せてリサイクル製品製造等の事業化推進を図ることを目的とします。

この補助事業は平成18年に導入された「北海道循環資源利用促進税」の税収を財源としています。

### 2 補助対象者

- (1) 道内に主たる事務所又は事業所を有する者
- (2) 上記の者で概ね構成されるグループであって、かつ(1)に掲げる事業者が代表者となるもの



#### CHECK !

次の要件に該当する場合は、補助対象となりません。

- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。)第14条第5項第2号イからへまでの規定に該当する場合

※廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへとは

- |   |   |  |   |                 |
|---|---|--|---|-----------------|
| A | { | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 破産者等で復権を得ないもの</li><li>・ 禁錮以上の刑に処せられた等の日から5年を経過しない者</li><li>・ 廃棄物処理法等の違反で罰金を受けて5年を経過しない者</li><li>・ 廃棄物処理法等の許可取消から5年を経過しない者</li><li>・ 廃棄物処理法等の許可取消の聴聞通知以降廃止届出し、当該届出から5年を経過しない者</li><li>・ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</li><li>・ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</li><li>・ 未成年者でその法定代理人がAに該当するもの</li><li>・ 法人でその役員又は本支店代表者等にAに該当する者があるもの</li><li>・ 個人でその本支店代表者等にAに該当する者があるもの</li><li>・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</li></ul> | } | 法人の場合は役員だった者を含む |
|---|---|--|---|-----------------|

- ② 当該事業所で環境関係法令などの法令を遵守していない場合

※環境関係法令とは

廃棄物処理法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、自動車リサイクル法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、北海道公害防止条例及びこれらに関する市町村条例又はこれらに関する政令・省令、北海道規則及び市町村規則

- ③ 事業実施に必要な環境関連法令の許可を受けていない又は受ける見込みがないなど、事業を安定的かつ継続して実施できる見通しが無い場合

### 3 補助対象事業及び補助率

補助対象事業	補助率
(1) 市場投入に先立ち行う実証実験(試作品作成を含む。)又は市場調査	(1)道内に主たる事務所を置く中小企業等、又は全構成員のうち半数以上がこれらであり、いずれかが代表となるグループ 補助対象経費の3/4以内
(2) リサイクル製品(試作品)の改良	
(3) 展示会を活用したニーズ調査又は戦略(事業計画)策定のために行う調査(前号の事業と同時に実施する場合に補助対象となります。)	(2) (1)以外 補助対象経費の1/2以内

#### 補助対象事業の要件

- (1) リサイクル製品の有効性、環境影響、残渣発生状況、物流ルート等の検証やコスト算定等を目的とするものであること。
- (2) 産業廃棄物の一部又は全部を原料とするリサイクル品の開発等であって、再生利用又は熱回収を促進する効果が高いこと。
- (3) 有効性、市場性、販売方法、環境影響、物流等について、具体的な課題を有していること。
- (4) 補助事業者が、その事業の市場への投入について意欲があり、支援することにより、補助事業者が円滑かつ速やかな新事業の立上げ等を実施することが期待できるなど、事業の実現性が高いこと。
- (5) 本補助事業の成果を発表又は普及等することによる道内への波及効果が高いこと。
- (6) 国等、他の同様の補助制度の補助対象事業として採択されていないこと。



#### CHECK !

- 補助対象事業の要件となるリサイクル製品とは
  - ・ 産業廃棄物を再生利用(マテリアルリサイクル)又は熱回収(サーマルリサイクル)することにより、製品化又は再資源化したもの
  - ・ 埋立処分を目的に行われる破碎や焼却は、リサイクルに含みません。

### 4 補助対象経費

原材料・副材料費、機械装置費、技術導入費、特許実施費、外注委託費、人件費、展示会出展経費、その他経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの

経費区分	対象経費
(1)原材料・副材料費	原材料となる産業廃棄物や添加品等の購入費及びこれらに係る運賃
(2)機械装置費	機械、装置、工具、器具などの購入、借入、据付、試作、改修に要する経費
(3)技術導入費	大学、高等専門学校又は試験研究機関等からの技術指導、産業支援機関からの経営指導を受ける場合の謝金、旅費等及びこれらの者との共同研究に要する経費
(4)特許実施費	特許を使用するための一時金などの経費(特許取得に係る経費を除く。)
(5)外注委託費	設計委託、外注加工、試験分析、市場調査、環境調査、製品(試作品)の輸

	送、残さ処理、戦略(事業計画)策定のために行う調査等に要する経費
(6)人件費	本事業に直接従事する臨時作業員等に係る経費
(7)展示会出展経費	出展小間料、資材費、輸送費など展示会への出展に要する経費
(8)その他	その他知事が必要と認める経費



#### CHECK !

- 他用途への転用が容易な機械装置等は、補助対象となりません。
- 補助対象となる人件費は、新たに雇用された実証実験等に直接従事する臨時作業員等について、時間給額に直接作業時間を乗じて算出した額とします。
- 時間給額は、次の算定式で算出したものとします。  

$$\text{時間給額} = (\text{基本給額} + \text{時間外手当を除く諸手当}) / (\text{年間所定労働時間} / 12\text{月})$$
- 補助対象となる新規雇用者については、実証実験等を行う年度内に雇用された方を原則としますが、当該年度の3ヶ月前までに雇用された方を含むこととします。

#### 5 補助限度額

500万円。ただし、市場調査のみの場合は200万円以内。(単位:千円)

## II 補助申請等の流れ

### 1 事業認定申請書及び関係書類の提出

この補助制度を利用しようとする場合は、リサイクル産業創出事業認定申請書及び関係書類を北海道知事に提出してください。審査を経て、認定された事業には認定通知が送付されます。

なお、認定申請書の提出先・お問い合わせ先は、次のとおりです。

提出先・問い合わせ	道庁経済部産業振興局環境・エネルギー室環境産業グループ (道庁8階) 電話011-204-5320(ダイヤルイン)
-----------	---

### 2 条件付認定及び認定申請の取り下げ

認定の通知にあたっては、必要に応じ条件を付す場合があります。認定の内容に不服があるときは、認定通知後、知事の定める期日までに認定の申請を取り下げることができます。

### 3 補助金等交付申請書の提出

認定通知を受け取った事業者は、指定された期日までに補助金等交付申請書を提出してください。後日、補助指令書を送付します。

### 4 事業の変更、中止等

補助金の交付決定後、次のような事態が生じた場合には、速やかに報告してください。これらについて報告しなかった場合は、補助金の交付決定を取り消す場合があります。

- (1) 補助事業の内容又は経費を変更する場合
- (2) 補助事業を中止し又は廃止する場合
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない等の場合

### 5 補助金の額の確定

事業完了後に提出していただく実績報告書の審査及び現地調査の結果、補助事業が適正に遂行されたと認められた場合、補助金の額を確定し、支払いします。また、支払いにあたっては、当課のみならず、出納機関(道出納局集中業務室審査第一課)が現地調査を行う場合があります。

### 6 事業化等状況報告書の提出

事業の完了後も5年間、事業に係る産業廃棄物の再生利用、熱回収及びリサイクル製品製造等の事業化の状況について、事業化等状況報告書を提出しなければなりません。

## III 補助事業実施に当たっての留意事項

### 1 認定通知における補助金額の減額

認定申請があった事業を認定する際、補助対象経費の精査や予算の状況により、申請時の補助要望額を減額する場合があります。

### 2 適正な執行(補助金返還)

この補助制度の利用にあたっては、適正な事業執行、会計処理を行わなければなりません。不正な行為が行われた場合は、補助金の交付を取り消され、補助金を返還していただきます。

### 3 補助対象事業の公表

補助事業名、事業者(事業所)名、所在市町村名、事業費、補助金額、事業概要等について、道のホームページ等で公表します。

## IV 補助事業の経理処理等

### 1 帳簿等の記録、管理、保存

補助事業の経費の収支を明確にするため、補助事業専用の帳簿(補助簿)や預金通帳等を用意するなど一般の経理と分離して整理・処理してください。

また、補助事業に係る経理について、事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業終了後5年間保存してください(証拠書類で補助対象経費が確認できない場合は、補助対象と認定されません)。

《証拠書類の例》見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、仕様書、注文書等

### 2 補助金の支払時期

補助金は事業完了後の精算払いとなります。

### 3 消費税等の取扱い

補助金交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して申請を行ってください。

また、銀行振込手数料は補助対象となりません。

### 4 機械装置などの購入について

実証実験やリサイクル製品(試作品)の改良を行う際に必要な機械装置類の購入や賃借については、本補助事業の対象となりますが、次のような制約があります。

なお、機械装置などの購入・借用を目的とする事業をお考えの場合は、「循環資源利用促進施設設備整備費補助事業」など、他の支援策をご活用ください。

(1) 実験等の終了後に生産設備に転用するなどは、原則としてできません。

(2) 補助対象物件等の検収及び設備への「平成30年度リサイクル産業創出事業費補助金取得物件」の表示が必要となります。

(3) 見積合わせ

取得価格50万円以上の物品購入については、2社以上から見積書を徴取してください。

見積書を徴取できない場合は、選定理由を明確にしておいてください。

(4) 取得財産の管理及び処分

補助事業により取得もしくは効用の増加した財産については、「処分制限財産台帳」を設け、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければなりません。

### 5 産業財産権等の届出及び収益の納付

(1) 産業財産権等の届出

補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等を補助事業年度又は補助事業年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、知事に届出しなければなりません。

(2) 収益の納付

補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与により収益が生じたときは、その収益の全部又は一部を道に納付しなければならないことがあります(納付金額は補助金額が上限となります。)

## V 審査

### 1 事業計画の審査

- ・ 提出いただいた事業認定申請書及び関係書類について、道において不明点の確認等を行います。
- ・ 外部有識者等に対する意見聴取及び必要に応じ現地調査、ヒアリングを行います。
- ・ 知事は、予算の範囲内で補助対象事業を認定し、申請者にその旨通知します。

### 2 審査項目

事業計画は、次の項目について審査されます。

審査項目		審査内容
技術審査	新規性	先導性、モデル性等
	効果	排出抑制等効果、費用対効果等
	安定信頼性	事業実現性、熟度等
環境審査	環境負荷	環境影響への配慮等
経営審査	財務状況	堅実性、資金調達等
	経営影響	計画事業による経営向上等
総合審査	必要性等	道内・地域への寄与、実施体制・スケジュールの妥当性、緊急性等

## VI 補助事業募集のスケジュール(予定)

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| (1) 募集(事業認定申請書受付) | 5月15日(火)まで |
| (2) 審査            | 6月中旬       |
| (3) 事業認定・通知       | 6月下旬以降     |
| (4) 交付申請・交付決定     | 認定通知後順次    |

(スケジュールは変更となる場合があります。変更時には道のホームページ等でお知らせします。)

※ 補助事業の着手は、補助金の交付決定後を原則とします。但し、特別な理由(実施時期の遅延により事業効果が損なわれる場合など)がある場合は、申請により交付決定前の着手(指令前着手)を認めることがありますので、個別にご相談ください。なお、指令前着手が認められた場合でも、補助金交付が保証されるものではないことにご留意ください。

## VII 提出書類等

### 1 リサイクル産業創出事業認定申請時

- (1) リサイクル産業創出事業認定申請書(第1号様式)
- (2) 関係書類

共通	ア グループによる申請の場合は、その規約等 イ 当該事業計画に関する特許、実用新案、意匠登録、プログラム著作権等を取得又は出願している場合はその書類の写し(出願番号又は登録番号及び技術の概要がわかるもの) ウ 試作品等の図面(規格を記入) エ 工程図 オ 製品カタログ カ その他の事業計画に関して参考となる書類
法人	ア 決算書(事業報告書、貸借対照表、損益計算書等) イ 定款 ウ 登記事項証明書 エ 会社案内等のパンフレット
個人	ア 青色申告書の写し イ 住民票抄本

### 2 事業認定後(交付申請時)

- (1) 補助金等交付申請書(経済第1号様式)
- (2) 事業計画書(経済第2号様式)
- (3) 補助金等交付申請額算出調書(経済第7号様式)
- (4) 経費の配分調書(経済第10号様式)
- (5) 事業予算書(経済第11号様式)
- (6) 資金収支計画書(経済第23号様式)
- (7) その他別に指示する書類

### 3 事業実施時(必要が生じた場合)

- (1) 補助事業等変更申請書(経済第12号様式)
- (2) 補助事業等中止(廃止)申請書(経済第14号様式)
- (3) 補助事業等執行遅延(不能)報告書(経済第15号様式)

### 4 事業終了時(事業完了後30日以内若しくは平成31年4月10日のいずれか早い日までに提出)

- (1) 補助事業等実績報告書(経済第19号様式)
- (2) 事業実績書(経済第2号様式)
- (3) 経費の配分調書(経済第10号様式)
- (4) 補助金等精算書(経済第20号様式)
- (5) 事業精算書(経済第22号様式)
- (6) 処分制限財産台帳の写し
- (7) その他別に指示する書類

### 5 事業終了後

事業化等状況報告書(第4号様式)

### 6 その他(必要に応じて、随時)

- (1) 産業財産権等取得等届出書(第2号様式)
- (2) 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(第3号様式)